

いじめ防止基本方針

五條市立西吉野農業高等学校

1 はじめに（学校の方針について）

（いじめ防止の基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。（文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

このことから、本校では、全ての教員が、いじめは重大な人権問題であるとして、生徒一人一人が「いじめを決して許さない」高い意識と「いじめを決して行わない」他者を思いやる心をもつ、「いじめのない学校づくり」を目的とする。

（学校及び教職員の責務）

いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題に取り組む 資質の向上に向けた研鑽につとめ、学校生活の中で、生徒が明るく生き生きと活動できる環境をつくる。

2 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（文部科学省「いじめ対策推進法」より）

(2) いじめの認識

- ① いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- ② いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。また、いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して個別に対応するだけでなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- ③ 「些細な事」の中に潜む、いじめを見逃さない。
- ④ 校外で起こるいじめも想定し、日頃から家庭・寮・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

3 いじめの防止体制

(1) 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの未然防止と、早期発見のための組織として、「いじめ防止委員会」を設置。

〈委員〉

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、各学年担任・副担任

〈活 動〉

- ① いじめ防止基本方針の実効性についての検証および基本方針の見直し。
- ② いじめ防止年間計画の作成および進捗具合の点検。
- ③ いじめアンケートの結果の共有と、対応策の協議。
- ④ 未然防止のための措置。
- ⑤ 早期発見のための措置。

〈開 催〉

定期開催は各学期に1回とする。

(2) いじめの早期発見

- ① 生徒のサインを見逃さない体制づくり。
- ② 教育相談の充実による安心できる雰囲気づくり。
- ③ アンケートによる情報収集。
- ④ 家庭や寮、地域、関係機関からの情報収集。

4 いじめの事象への対応

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒を徹底して守り、加害生徒に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。これらの対応については、教職員全体の共通理解と保護者等の協力、関係機関との連携のもとで行う。

(2) 「緊急いじめ対策委員会」の設置について

いじめを認知した時の緊急対応組織として、「緊急いじめ対策委員会」を設置する。

〈委 員〉

校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、関係学年担任・副担任、関係部活動顧問、養護教諭、関係機関（必要に応じて）

〈活 動〉

- ① いじめについての正確な事実確認および、情報共有、市教育委員会への報告。
- ② 確認した事象の事実関係および「緊急いじめ対策委員会」の活動内容についての記録。
- ③ 関係生徒に対する指導や支援の方針および教職員の役割分担の決定。
- ④ 保護者等や市教育委員会・警察等関係機関との連携。
- ⑤ 保護者等への情報提供。
- ⑥ 事態収束までの継続指導・経過観察。

〈開 催〉

いじめを認知した時点で速やかに設置し、事態収束まで継続する。